

愛知県立大学教育研究審議会審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育研究審議会において、愛知県立大学教員等人事手続規程第5条に規定する教員の降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒及び訓戒に係る審査を行う場合（以下これを「審査教育研究審議会」という。）に必要な事項を定める。

(定足数及び議決数)

第2条 審査教育研究審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

3 降任、配置換、解雇及び懲戒の処分を議決するには、前2項の規程にかかわらず、委員の4分の3以上が出席し、出席委員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(委員会の設置及び権限)

第3条 審査教育研究審議会は、必要があると認めるときは、事実審査委員会を設け、事実の審査を行わせることができる。

2 学長は、審査教育研究審議会の委員の中から事実審査委員会の委員を指名する。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者から事情を聴取することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、学長に対し審査教育研究審議会の招集を請求することができる。

6 前5項に定めるもののほか、委員会に関する事項は、審査教育研究審議会の承認を得て委員会が決する。

(委員の除斥)

第4条 審査教育研究審議会が審査について特別の利害関係を有すると認めた委員は、議決権を行使することができず、第2条第2項に定める出席委員の数にも参入しない。

2 前項の委員は、第3条に定める委員会の委員となることができない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。